

平成30年度北海道消費生活審議会  
第1回北海道消費生活条例見直し検討部会内容の整理

日時：平成30年11月27日（火）13:30～  
会場：道庁別館8階会議室

## 資料 2 - 1

## 【論点整理1】消費者契約法の改正について

○部会委員からの意見

- ・1(3)靈感等による知見を用いた告知について、消費者契約法に「灵感」の文言を使用しているのであれば、規則でも灵感商法と分かるよう「灵感」の文言を使用するのも一つの考え方だと思う。
- ・1(6)過量な内容の契約の取り消しについて、規則に「年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じて」とあるが、もう少し分かりやすく、「高齢者の判断能力不足に乗じて大量の取引をする」という規制を出すのも一つの考え方だと思う。
- ・2(1)消費者の後見等を理由とする解除条項について、現行規則に「法令の規定に比べて消費者の権利を制限し、又は義務を加重する」とあるが、消費生活相談員が、規則を見てすぐに分かるよう具体性を入れても良いと思う。

上記3項目について、規則や逐条解説の改正について検討する。

○概ね対応（案）について了承。

## 資料 2 - 2

## 【論点整理2】特定商取引法の改正について

○概ね対応（案）について了承。

## 資料 2 - 3

## 【論点整理3】民法の改正について

○部会委員からの意見

- ・「年齢」となると高齢者も若年者もあり、高齢者であれば判断能力が落ちてくる。若年者であれば社会経験が乏しいので判断できない。今後、法改正の推移を見ながら「年齢」の表現について検討しても良いと思う。

上記について、今後の法改正の動向を注視していく。

- ・成年年齢の引き下げにより、18歳や19歳の消費者被害が出てくることが懸念される。道の条例とは別に、又はつけ加えるような形で、特に若年成年者を保護するようなことを作れないかと思う。

上記について、次期消費生活基本計画の中で、具体的な施策として盛り込んでいくことについて検討する。

○概ね対応（案）について了承。

## 資料 3 - 1

## 【論点整理4】シェアリングエコノミーの対応について

○概ね対応（案）について了承。

## 資料 3 - 2

## 【論点整理5】消費者被害救済に係る訴訟の援助について

○概ね対応（案）について了承。

## 資料 3 - 3

## 【論点整理6】LPガスの料金について

○部会委員からの意見

- ・条例による規制ではなく、毎年、経済産業局や道庁などで開催するLPガスに係る地方懇談会での検討が可能ではないか。

上記について、地方懇談会で情報発信するなど課題の共有化について検討する。

○概ね対応（案）について了承。